

白山市除雪オペレーター育成支援事業補助金制度 Q&A

Q	大型特殊免許を必要とする除雪機械は何ですか。
A	グレーダー、ドーザ及びトラクタショベル（装輪式）、ロータリ（大型特殊自動車に属す小型除雪車を含む）です。
Q	交付決定前に大型特殊免許を取得又は車両系建設機械運転技能講習を受講した場合、補助金は交付されますか。
A	交付対象外となります。
Q	交付申請前に申し込みを行った場合も対象になりますか。
A	申し込みだけであれば問題ありませんが、交付決定前に支払い等を行われた場合は交付対象外となります。
Q	1事業者につき何名まで補助金の対象となりますか。
A	各年度ごとに1事業者につき2名を原則とします。
Q	予算的に何名程度の補助金を想定していますか。
A	1年あたり10名程度を想定しています。先着順で予算の限りとなります。
Q	年齢に制限はありますか。
A	当該年度の4月1日時点で満55歳以下の方が対象となります。
Q	正規雇用のみが対象ですか。
A	正規・非正規問わず対象となりますが、3年間以上の除雪業務への従事義務は適用となります。
Q	冬期の短期雇用従業員は対象となりますか。
A	申請時に雇用契約がない場合、冬期に契約を行う旨の誓約書の提出をもって対象と扱います。雇用契約が発生した時点で、雇用証明書を提出してください。
Q	交付申請時に補助金の額を記載する必要がありますが、経費が不明確な場合はどうすればよいですか。
A	前年度を受講費用等を参考に記載していただき、補助金額に変更が生じた場合は、変更申請を行ってください。
Q	大型特殊免許の取得に要する費用または車両系建設機械運転技能講習のどちらか一方のみでも対象になりますか。
A	どちらかのみを申請する場合も対象になりますが、申請年度の10月31日時点で両方を取得（受講）済の場合のみ補助します。
Q	他の補助金や助成金との併用は認められますか。
A	併用はできません。
Q	補助の対象となった従業員が3年以内に退社等となり従事できなくなった場合はどうなりますか。
A	やむを得ない特別の事由（死亡や病気、けが等の理由で除雪作業の従事が困難となった場合や、介護休暇、産前産後休暇、育児休暇等）を除き、補助金の返還対象となります。